

平成 26 年 3 月 17 日

訓令第 4 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）
- 第 2 章 安全衛生管理体制（第 5 条－第 16 条）
- 第 3 章 職員の就業に当たっての措置（第 17 条）
- 第 4 章 健康診断（第 18 条－第 23 条）
- 第 5 章 療養及び出勤等の手続（第 24 条－第 27 条）
- 第 6 章 雑則（第 28 条－第 31 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。)に基づき、柵原吉井特別養護老人ホーム組合(以下「組合」という。)職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 2 項に規定する一般職(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)をいう。
- (2) 所属長 荘長をいう。

（所属長の責務）

第 3 条 所属長は、快適な職場環境の実現を通して、職員の安全と健康を確保するように務めなければならない。

（職員の責務）

第 4 条 職員は、所属長及び次章の規定により置かれる総括安全衛生管理者等が、法令及びこの訓令に基づいて講ずる安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成のための措置に、誠実に従わなければならない。

第 2 章 安全衛生管理体制

第 5 条 組合に、総括安全衛生管理者を置き、美咲町副町長の職にある者をもって充

てる。

2 総括安全衛生管理者は、衛生管理者及び安全管理担当者を指揮し、法第 10 条第 1 項に定める業務を統括管理する。

3 総括安全衛生管理者に事故があるとき、又は欠けたときは、所属長がその職務を代理する。

(衛生管理者)

第 6 条 管理者は、法第 12 条第 1 項の規定に基づき、衛生管理者を 1 人選任する。

2 衛生管理者は、法第 10 条第 1 項に定める業務のうち衛生に係る業務を行う。

(衛生推進者)

第 7 条 管理者は、法第 12 条に規定する衛生推進者に各部署主任を指名する。

(産業医)

第 8 条 管理者は、法第 13 条の規定に基づき、医師のうちから産業医を選任する。

2 産業医は、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「省令」という。)

第 14 条第 1 項及び同条第 2 項に定める業務を行う。

(安全管理担当者)

第 9 条 組合に、安全管理担当者を置き、荘長をもって充てる。

2 安全管理担当者は、法第 10 条第 1 項に定める業務のうち安全に係る業務を行う。

(安全衛生委員会の設置)

第 10 条 組合に安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第 11 条 委員会は、委員若干人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 総括安全衛生管理者

(2) 衛生管理者

(3) 安全又は衛生に関し経験を有する職員のうちから管理者が指名した者

3 管理者は、前項の規定に関わらず、産業医を委員として指名することができる。

4 管理者は、委員(総括安全衛生管理者である委員を除く。)の半数は、組合の職員のうちから指名するものとする。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任することができる。

(委員会の業務)

第 12 条 委員会は、法第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項に定める事項について調査審議し、管理者に意見を述べるものとする。

(委員会の会議)

第 14 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(委員会の庶務)

第15条 委員会の庶務は、組合事務局において処理する。

(委員会の運営)

第16条 第10条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

第3章 職員の就業に当たっての措置

(安全衛生教育)

第17条 任命権者は、職員を採用したときは、当該職員に対し、省令第35条第1項で定める事項についてその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、職員の作業内容を変更したときについて準用する。

3 任命権者は、危険又は有害な業務で、省令第36条に定めるものに職員を就かせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別に教育を行わなければならない。

第4章 健康診断

第18条 職員の健康を確保するため、次に掲げる健康診断を実施する。

- (1) 採用時健康診断
- (2) 定期健康診断
- (3) 特殊業務従事者健康診断
- (4) 結核健康診断
- (5) 給食従業員の健康診断
- (6) 生活習慣病健康診断
- (7) 臨時健康診断

2 前項第3号の特殊業務従事者健康診断は、省令第45条第1項に定める健康診断をいう。

(健康診断の実施)

第19条 健康診断の受診対象者、検査項目及び検査回数は、別表に定めるとおりとし、その実施に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(受診義務)

第20条 職員は、指定された期日及び場所において、健康診断を受けなければならない。ただし、他の医師による健康診断を受け、その結果を証明する書面を所属長を経由し、管理者に提出したときは、この限りではない。

(健康診断結果の記録の作成)

第21条 所属長は、第18条の規定による健康診断(前条ただし書の場合の健康診

断を含む。)の結果を5年間保存しなければならない。

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第22条 第18条第1項の健康診断の結果に基づく法第66条の2の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 第18条の健康診断が行われた日(第20条ただし書の場合にあつては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を管理者に提出した日)から3月以内に行うこと。
- (2) 聴取した医師の意見を記載すること。

(健康診断の結果の報告)

第23条 所属長は、第18条第1項に定める健康診断を行ったときは、管理者に報告するとともに、職員に通知するものとする。

第5章 療養及び出勤等の手続き

(療養の指示等)

第24条 任命権者は、前条に規定する報告があつた場合において、職員の健康の確保のため必要があると認めるときは、産業医又は他の医師の意見を聴き、その意見に基づいて、次に掲げる指示区分に従い、その者に必要な指示を行うとともに、所属長にその指示の内容を通知するものとする。この場合において、要療養の指示をする者については、その療養に必要な期間(以下「療養期間」という。)についても併せて指示するものとする。

区 分	指示区分	
勤務面	要療養	勤務を休む必要のあるもの
	要軽業	勤務に制限を加える必要のあるもの
	要注意	勤務をほぼ平常に行つてよいもの
医療面	要治療	医師による直接の医療行為(科学療法、外科手術等)を必要とするもの
	要観察	医師による直接の医療行為は必要としないが、定期的に医師の観察指導を受ける必要のあるもの

(療養の義務)

第25条 前条の規定による指示を受けた者は、その指示及び産業医又は主治医の療養指導に従い、療養に専念する等、健康の回復に努めなければならない。

(出勤の手続)

第26条 療養中の者(休暇者を除く。)が、勤務に復しようとするときは、出勤承認申請書(様式第1号)に任命権者の指定する医師2人の診断書を添えて所属長に提出し、任命権者の承認を受けなければならない。

2 任命権者が指定する医師のうち、1人は国家公務員又は地方公務員である医師でなければならない。ただし、病名、病状その他特別の事情があると認められる場合には、その他の医師を指定することができる。

(復職者等状況報告書)

第27条 所属長は、復職した者又は出勤を承認された者で、一定の期間観察を要すると任命権者が認める者については、復職者等状況報告書(様式第2号)を、任命権者が指定する期間ごとに任命権者に提出しなければならない。

第6章 雑則

(秘密の保持)

第28条 健康診断の事務に従事する者は、その職務上知り得た職員の秘密を漏らしてはならない。

(適用除外)

第29条 職員のうち、学校保健法(昭和33年法律第56号)の適用を受ける職員については、第18条から第24条までの規定は適用しない。

2 職員のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する県費負担職員については、第25条及び第26条の規定は適用しない。

(適用の特例)

第30条 臨時又は非常勤の職員の安全及び健康の確保については、職員に準じて取り扱うものとする。

(その他)

第31条 この訓令に定めるもののほか、職員の安全衛生管理について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

法	種別	受診対象者	検査項目	検査回数	備考
定	採用時	新規採用者	1 既往歴及び業務歴の調査	採用時1回	
健	健康診		2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
康	断		3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力(1000 ヘルツ)		
診					
断					

			<p>及び4000ヘルツの音に係る聴力をいう。(以下「聴力検査」という。))の検査</p> <p>4 胸部エックス線検査</p> <p>5 血圧の測定</p> <p>6 血色素量及び赤血球数の検査(以下「貧血検査」という。)</p> <p>7 血清グルタミックオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミックピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ(γ-GTP)の検査(以下「肝機能検査」という。)</p> <p>8 高比重リポ蛋白コレステロール(HDLコレステロール)及び血清トリグリセライドの量の検査(以下「血中脂質検査」という。)</p> <p>9 血糖検査</p> <p>10 尿中の糖及び蛋白の有無の検査(以下「尿検査」という。)</p> <p>11 心電図検査</p>		
	定期健康診断	全職員	<p>1 既往歴及び業務歴の調査</p> <p>2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査</p> <p>3 身長、体重、腹囲、視</p>	1年につき1回	特別業務従事者健康診断は左記の4の項目を除き6箇月

			力及び聴力の検査 4 胸部エックス線検査及び喀痰検査 5 血圧の測定 6 貧血検査 7 肝機能検査 8 血中脂質検査 9 血糖検査 10 尿検査 11 心電図検査		以内に 1 回行う。
	結核健康診断	採用時健康診断、定期健康診断、特別業務従事者健康診断の結果、発病のおそれがあると診断された職員	1 エックス線直接撮影による検査及び喀痰検査 2 聴診、打診その他必要な検査	6 箇月につき 1 回	定期健康診断の検査項目と重複する検査項目については、結核健康診断の 1 回分を省略することができる。
	給食従業員の健康診断	給食従業員	検便	毎月 1 回	
	生活習慣病健康診断		胃部レントゲン検査	1 年につき 1 回	
	臨時健康診断	全職員	発生し又は発生するおそれがある伝染病等で、総括安全衛生管理者が必要と認めた項目	随時	

(参考)

省略することができる項目

項目	省略することのできる者
身長検査	20歳以上の者
腹囲検査	1 40歳未満の者(35歳の者を除く) 2 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 3 BMI(次の算式により算出した値をいう。以下同じ。)が20未満である者 4 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが22未満である者に限る。)
喀痰検査	1 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 2 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査及び心電図検査	40歳未満の者(35歳の者を除く。)

様式第1号

出勤承認申請書

年 月 日提出

(任命権者) 様	所 属 名			
	職名		氏名	⑩
私は、 年 月 日から病気療養していましたが、別紙診断書のとおり回復しましたので、出勤を承認くださるよう申請します。				
添 付 書 類	医師の診断書2通			

(注) 結核性疾患の場合は、レントゲン写真(直接及び断層撮影)を添付のこと。

復職者等状況報告書（第 回）

年 月 日提出

㊞

(任命権者) 様	所 属 名				
	職名		氏名	㊞	
柵原吉井特別養護老人ホーム組合安全衛生管理規程第27条に基づき、復職者等の状況を報告します。					
職 名			氏 名		
生年月日			男女別	男・女	年齢 歳
観察出勤期間 自 年 月 日 至 年 月 日					
勤 務 態 度 特 に 積 極 的 対 人 態 度					
勤 務 成 績 概 評					
その他性格及び言行 上気づかれること					
私生活上の特異点					
身 体 状 況					
その他参考事項					